

質問

包括ケア病床で包括病床専従作業療法士が長谷川式検査を実施した場合、
包括点数とは別に保険点数を算定することはできますか？

回答

地域包括ケア病棟入院料や地域包括ケア入院医療管理料を算定する患者さんについては、
長谷川式知能評価スケールに該当する D285 認知機能検査その他の心理検査が、入院料に
包括されていて別に算定できないことになっています。(=実施したとしても算定はできません)

* 長谷川式知能評価スケール: 2018 年の診療報酬改定で保険収載